

スタディガイド

(学習指導書)

〈日本古代史〉

『テーマで学ぶ日本古代史〈政治・外交編〉』

菊地 照夫

法政大学通信教育部

スタディガイド（学習指導書）について

このスタディガイド（学習指導書）は「日本古代史」を履修するにあたり、指定市販本教科書『テーマで学ぶ日本古代史＜政治・外交編＞』（吉川弘文館）を本学通信教育課程で学習する際の手助けとなるように作成されたものです。

今後、指定市販本教科書で学習を進めていくにあたって、このスタディガイド（学習指導書）を大いに活用して学習に励んでください。

2021年 3 月

執筆者 菊地 照夫

目 次

はじめに	1
テキストの特色	2
学習の方法	3
テキスト解説	5
I ヤマト王権の政治と社会	5
1. 古代王権の成立	5
2. 古墳時代後期の社会	6
3. 氏姓制と部民制	7
4. 大化以前の地域支配制度—国造制・県主制・ミヤケ—	7
5. 推古朝と聖徳太子	8
6. 大化改新	9
7. 壬申の乱と天皇制の成立	10
II 律令制度の成立	11
1. 律令	11
2. 律令官制の成立	12
3. 貴族と奈良時代の政変	12
4. 女帝と王位継承	13
5. 遣唐使	14
6. 王宮・王都の形成—歴代遷宮と飛鳥・藤原京・平城京—	15
III 平安時代の政治と外交	16
1. 古代豪族から貴族へ	16
2. 平安時代の政変と摂関政治の成立	16
3. 古代国家のエミシ支配政策	17
4. 軍事制度の変容と承平・天慶の乱	18
5. 前九年合戦と後三年合戦	19
6. 平安時代の「外交」—「東アジア世界」をめぐる交流—	19

◎はじめに

このスタディガイドは、指定市販本『テーマで学ぶ日本古代史＜政治・外交編＞』（佐藤信監修／新古代史の会編、吉川弘文館、2020年）を利用して文学部史学科専門科目「日本古代史」を学習するための手引きである。

通信教育においては、指定されたテキストを自ら読み進めてその内容を理解し、知識として吸収することが単位取得の要件となる。通信教育のテキスト用として編集、執筆されたテキストであれば、そのような学習のあり方を前提とした配慮や内容が備えられており、そこに指示された内容にしたがって学習を進めていくことで効果的な学習が進められるであろう。しかし指定市販本は通信教育のテキストとして利用されることを前提として作られたものではないので、その本がどのようなテキストで、これを用いてどのように学習するのが効果的であるのかを説明する必要がある。

『テーマで学ぶ日本古代史＜政治・外交編＞』（以下本書と記す）は、その「あとがき」に記されているように、これから新たに日本史を学ぼうという人たちに、古代史の魅力をわかりやすくテーマごとに伝えること、あらためて古代史を学び直そうという人たちに、現在の古代史の到達点を提示して、古代史の魅力を伝えることをねらいとして作られたテキストである。古代史研究の各分野の最前線で活躍している気鋭の研究者が執筆しており、すでにいくつもの大学で講義用テキスト使用されている。

これを教室での講義のテキストとして用いるのであれば、内容の解説や行間に含まれる様々な問題について、教員が講義の中でそのつど説明することは可能であり、学生側も十分に理解できなければ、その場で質問することができる。しかしこれを通信教育のテキストとして使用する場合には、そうした説明や質問を直接おこなうことができない。そこで「日本古代史」を受講する通教生の皆さんが、自らの学びによって本書の内容をより深く理解できるよう、このスタディガイドを作成した。本書を軸に日本古代史の学習を進めていく方法とともに各章の概要、解説、学習のポイントを提示したので、このガイドを有効に活用して日本古代史についての理解を深めていただきたい。

◎テキストの特色

『テーマで学ぶ日本古代史＜政治・外交編＞』を中心的なテキストとして日本古代史を学んでいくにあたり、通教生の皆さんが本書を有効に活用するためには、まずは本書がどのような特色をもったテキストであるかをあらかじめ理解しておく必要がある。

本書の特徴として、次の三点を指摘することができる。

第一に、本書は大学史学科学学生を対象とした入門書的なテキストとして作成されており、少なくとも高校日本史レベルの知識をもった読者を前提に執筆されている。

第二に、本書はテーマに即して日本古代史の諸問題を解説するというスタイルをとった概説書である。時代を追って歴史の展開を叙述する通史的なテキストではない。古墳時代から平安時代まで、時代を追った構成になっているが、内容的にみると、全19章にはそれぞれテーマが設定されており、テーマごとに論点を提示して解説がなされている。各章はそれぞれで独立しているのである。

第三に、本書は一人の執筆によるものではなく、19名の研究者によって執筆されている。この19名はいずれも日本古代史研究において第一線で活躍している研究者であり、しかもそれぞれがご自身の専門分野に関わるテーマを担当しているので、記述の内容には十分な信頼をおくことができる。一方論点が重なる部分で、論争があり見解の分かれている事項については、執筆者によって解釈の異なる場合がある。本書ではそのような事項については無理に執筆者間の調整しておらず、担当者それぞれの見解が述べられている。そのため同一の事項について、執筆者によって見解が異なる場合があり、読んでいて違和感をもつことがあるかもしれない。しかしそれは解釈の多様性の現れとみるべきで、学界の状況を反映したものということができる。

◎学習の方法

このような本書の性格、特徴を踏まえた上で、本書を効果的に活用して日本古代史を学んでいくにはどのように取り組んでいけばいいか、次にみていきたい。

①通史の概説書の併読

特徴の第一に示したように、本書は高校日本史レベルの基礎知識を必要としており、本書を用いて効果的な学習をするためにはそれなりの知識の基盤が必要である。通教生の中には高校を卒業してからかなりの時間が経過している学生も多く、また最近では、高校で日本史が必修科目から外れている関係で、高校時代に日本史を学習していないという学生も珍しくない。そこで本書とともに通史の概説書を併読していただきたい。特徴の第二のように、本書はテーマ別の概説書であるので、本書を通じて、扱われている個別のテーマについての認識を深めることはできるが、通史的な歴史の全体像は把握しにくい。通史の概説書を併せて読んでいくことで、古代史についての理解が一層深まることになる。

またテーマ別の概説書であるがゆえに、本書で取り上げられていない、あるいは十分に論及されていないテーマもあり、そこには古代史を理解する上で重要な問題も含まれている。それらの点を補う意味でも通史の概説書の併読は必要である。

通史の概説書はなるべく新しいものが望ましい。例えば吉川弘文館刊『日本古代の歴史』全6巻などがある。

木下正史『倭国のなりたち』

篠川賢『飛鳥と古代国家』

西宮秀紀『奈良の都と天平文化』

佐々木恵介『平安京の時代』

坂上康俊『摂関政治と地方社会』

佐藤信『列島の古代』

これらは書店でもネット通販でも簡単に購入できるし、近くの公立図書館

にも配架されているはずである。もちろん法政大学の図書館にも配架されている。概説書は必ずしもこのシリーズでなければならないということではないので、入手しやすいものを本書と併読していただきたい。

なお本書は姉妹編『テーマで学ぶ日本古代史＜社会・史料編＞』とセットで出版されている。こちらにもぜひ目を通していただきたい。

②本書の読み方

本書は全体で19章から成るが、これを1章ずつ丁寧に読み進めていただきたい。

I－1から時代順にページを追って読んでいくのが望ましいが、概説書を通して通史的な学習ができていれば、どの章から読んでもかまわない。

本書を読み進めていくにあたっては、ノートを取りながら読むことを推奨する。各章ごとに、先ずは本文を一読し、その際には全体の内容を大雑把に把握するとともに、キーワードや問題点、結論的な部分には蛍光ペンや書き込みでチェックを入れておく。その上で論点や内容を整理する。専門的な用語、とくにキーワードとなる用語については『国史大辞典』（吉川弘文館）などの歴史辞典で調べて、その意味も書き込んでおこう。それを見れば本文を読み返さなくとも、テキストの内容が理解できるようなノートを作成していただきたい。

各章末には、その章のテーマについての参考文献が掲げられている。全ての章で、これらの参考文献に目を通すことは時間的にも物理的にも不可能であろうが、本文だけでは十分に理解できないテーマや興味関心をもったテーマについては、是非とも参考文献にまであたってほしい。

◎テキスト解説

以下本書の内容について、各章の概要を紹介し、学習のポイントを指摘する。

I ヤマト王権の政治と社会

I-1. 古代王権の成立

日本列島における国家形成過程の考察は、日本古代史研究の最も重要なテーマである。そこには現代的な課題でもある天皇・天皇制の成立の問題も含まれる。戦前・戦中の日本では、天皇制国家主義体制の下で、古事記・日本書紀（記紀）の記述は絶対視され、神武天皇に始まる万世一系の天皇中心の国家形成史を批判することは許されておらず、初期の天皇の実在性を否定した津田左右吉の著作は発禁処分とされた。しかし戦後、その呪縛から解放されて、記紀の史料的性格や問題点が解明されるとともに、考古学の成果や金石文（七支刀銘、稲荷山鉄剣銘、好太王碑文など）、中国・朝鮮等外国の史料（魏志倭人伝、宋書倭国伝など）に基づいた研究が進展し、古代国家形成のプロセスが明らかにされてきた。本章ではその最先端の成果が紹介されている。

日本列島における国家形成の中核となる政治権力が、奈良盆地に拠点をおくヤマト王権である。ヤマト王権は大王を中心に有力豪族との同盟関係で成り立っている。かつてはヤマト朝廷と称されていたが、「朝廷」は天皇を中心とする政治の場を意味する後世の用語で、日本列島では政権誕生の当初から天皇が権力の中心にいたという戦前の歴史観に基づいており、使用すべきではない。考古学では巨大前方後円墳の成立する3世紀の邪馬台国、卑弥呼の段階をヤマト王権の成立とする見方が有力だが、本章ではヤマト王権の成立を4世紀ととらえ、卑弥呼の王権とは別段階とみる。また5世紀段階では大王を出す複数の王系があり、時々の外交や軍事の情勢に対応しうる指導者が選ばれて王位に就いていたが、6世紀の欽明朝に王統の一系化が図られ、世襲王権が形成されたという。天皇家（皇室）の成

立はこの段階である。この欽明朝には国造制・部民制・ミヤケ制などのヤマト王権による地方支配体制が整備され、国家形成のプロセスの大きな画期となる。

I－2. 古墳時代後期の社会

古墳とは墳丘を有する墓であり、古墳の築造された時代を古墳時代という。しかし墳丘をもつ墓がすべて古墳と称されるのではない。弥生時代にも墳丘を有する墓は造られていたが、それらは地域によって形に多様性があり（例えば出雲地方の四隅突出形など）、大きさも古墳に比べると小さい。こうした弥生時代の墓は弥生墳丘墓と呼ばれており、古墳とは区別されている。古墳時代の成立は、円形と方形（四角形）を組み合わせた前方後円墳の出現を指標とし、奈良盆地の東南部に、3世紀中葉に築造された箸墓古墳が本格的な前方後円墳としては最も古く、古墳時代はここから始まる。

古墳には前方後円墳のほか前方後方墳、円墳、方墳、上円下方墳、八角墳など様々な形があるが、典型的な形は前方後円墳である。前方後円墳は奈良盆地に基盤をおく王権（ヤマト王権）の王（大王）の墓として成立し、それが列島全域（北海道・東北北部を除く）の地域の首長の墓となるのが古墳時代である。

本章15頁で指摘されているように、前方後円墳には設計図のような規格性があり、その築造をとおしてヤマト王権と列島各地の首長は築造技術や葬送祭祀を通じて政治的な関係を結んでいた。考古学からはこのような古墳のあり方や中央－地方の政治的関係、権力構造を「前方後円墳体制」と称して、8世紀に律令国家として本格的な古代国家が成立する前段階の初期国家が、古墳時代中期の5世紀に成立したという見解が提起されている。しかし文献史学はこれに批判的で、I－1ではこの学説の問題点が指摘されている。

なお古墳時代の時代区分について、本章では三期区分と十期区分を紹介しているが、前・中・後期の三期区分を覚えればよい。前期は3世紀中葉から4世紀、中期は5世紀、後期は6世紀以降である。中期には前方後円墳が巨大化し、ユネスコの世界遺産に登録された大阪の古市・百舌鳥古墳

群は中期の古墳群である。また後期の指標は横穴式石室の成立にあるが、Ⅰ－１で指摘された継体・欽明朝の王権の強化の段階と後期への移行が並行している。

Ⅰ－３．氏姓制と部民制

氏姓制とは、ヤマト王権の政事（マツリゴト）に諸豪族が参画する方式である。王権の政事に参与する豪族の単位が氏（ウジ）であり、氏には大王から氏名（ウジナ）が与えられる。氏の格式を示す称号が姓（カバネ）である。例えば「蘇我臣馬子」「物部連守屋」は「蘇我」「物部」がウジナ、「臣」「連」がカバネ、「馬子」「守屋」が個人名である。蘇我氏の姓「臣」は大王に対して自立性が強く格式の高い有力な氏に与えられ、物部氏の姓「連」は大王の臣下で王権の特定分野を分掌する役割（伴造）の氏に与えられる姓であり、蘇我氏はヤマト王権の外交や財政を担当し、物部氏は軍事を担当した。このようにヤマト王権では大王から氏姓を賜与された諸豪族が結集して統治機構が組織され運営されたのである。

部民制とはヤマト王権の人民掌握の方式である。部とは王権に奉仕する人民の集団の単位であり、部に属する人民を部民という。王権直属の職能集団の部と、氏族の支配下の人民集団の部曲、王族配下の人民集団の名代・子代に分けられる。職業集団の部には、王権の工房で機織りをする服部、鉄製の武具や農具を生産する鍛冶部、王宮で食膳の奉仕をする膳部、文筆で書記の奉仕をする史部などがあり、特定の職能・技術で王権に奉仕する。各集団（部）の管理者を伴造といい、伴造氏族は氏姓制に組み込まれている。部曲は氏の私有民ではあるが、王権に仕える氏を経済的に支えることで、間接的に王権に奉仕することとなる。

大化改新を経て、氏姓制は官僚制へ、部民制は公民制へと転換して律令体制に移行する。

Ⅰ－４．大化以前の地域支配制度—国造制・県主制・ミヤケー—

ヤマト王権は、地方豪族を国造に任命して地方の支配を委ねた。国造制とはそのようなヤマト王権の地方支配の方式である。平安時代の文献

「国造本紀」には列島各地に130余の国造が存在したことが記載されている。国造制の成立は6世紀中ごろの欽明朝とみられる。この時期、I-1で指摘されているように、王権の統治体制とともに地方支配体制が整備され、国造制は部民制やミヤケ制とセットで導入されたと考えられる。

イメージとしては、国造は複数の村（村落首長が支配）を配下にもち、このうちいくつかの村の人民は中央氏族の部民（部曲）とされる。例えばある村が大伴氏の部である「大伴部」となると、この村の民の生産物は、大伴氏に貢納され、時にヤマトの大伴氏の下に出仕して労役も行う。この村の首長は大伴部の地方伴造としてこれを取りまとめる。国造の支配領域にはこのような部がいくつか存在し、国造の役割は中央の氏族と部・部民との関係を媒介することであった。なお中央氏族の部民とならない村の人民は国造の部曲となる。

こうして地方に進出したヤマト王権の出先機関がミヤケであり、その管理は国造に委託された。ミヤケは「屯倉」「官家」などさまざまな表記があるが、王権の地域支配の拠点の総称といえる。中央の王権と地方の国造との結節点がミヤケであった。このようなミヤケによる地域支配の方式をミヤケ制と呼ぶことに、本章の執筆者は慎重だが、私見では問題ないと思う。

^{あがた あがたぬし} 県、県主については、不明な点が多く、県主制と呼べるような地域支配の仕組みがあったかどうかは定かではない。代表的な県である「倭六^{やまとのむつの}県」が王権直轄地であり、神武天皇に続く初期の天皇の後妃に倭六^{あがた}県の県主の娘が出されていることなどから、県主は王権と関わりの深い在地の首長とみられる。

I-5. 推古朝と聖徳太子

推古朝の時代は、6世紀中葉からはじまるヤマト王権の氏姓制に基づく統治機構の整備、国造制・部民制・ミヤケ制による地方支配の進展のひとつの到達点ととらえることができる。

推古は初の女性大王であり、かつては執政能力に乏しい女帝を甥の「聖徳太子」こと厩戸皇子が皇太子として補佐し、この時代の実権は聖徳太子

にあったとみられていた。しかし推古は、諸豪族の上に立って王権を束ねる執政能力を発揮した権力者であった。聖徳太子についてはその呼称もふくめて見直しが行われている。聖徳太子の呼称は、8世紀以降に厩戸皇子を日本における仏教興隆の祖と称賛する信仰に基づいて成立し、その人物像も後世に形づくられており、推古朝の厩戸皇子を聖徳太子の名で呼ぶことは適切ではない。また推古朝段階にはまだ皇太子の制度はなく、日本書紀が厩戸皇子を皇太子とするのは、編纂者による作為である。では厩戸皇子の実像はいかなるものであったかという、ほとんど明らかにされていない。日本書紀にみえる厩戸皇子の事績は憲法十七条の制定、三経義疏の作成などわずかである。本章の執筆者は憲法十七条を厩戸皇子の制定とみることに肯定的だが、否定的な見解もある。ただし上宮王家と称される厩戸一族の勢力は大きく、厩戸皇子が推古朝の有力王族であったことはまちがいない。

推古8年(600)に初めて遣隋使が派遣され、これを契機に冠位十二階などの国政改革がおこなわれた。外交面では東アジアの動乱の中で、隋とともに朝鮮三国(高句麗・百済・新羅)とも通交する等距離外交が展開され、この外交姿勢が推古朝に開花した飛鳥文化に反映されている。

I-6. 大化改新

大化改新とは、7世紀中葉の皇極4年(645)におこったクーデタで蘇我氏本宗家が滅亡し、新たに発足した孝徳天皇、中大兄皇子を中心とする政権によって行われた国制改革である。

大化改新のきっかけとなったクーデタは乙巳^{いっし}の変と呼ばれている。6世紀中葉以降のヤマト王権の列島支配体制を主導したのが蘇我氏であった。蘇我氏は、稲目一馬子一蝦夷一入鹿の直系で、有力豪族による朝廷政治の合議を取り仕切る大臣^{おおみ}の地位を継承し、国造制・部民制・ミヤケ制による地方支配を推進した。このような蘇我氏を中大兄皇子や中臣鎌足が滅ぼして政権を掌握し、後の律令制国家につながる改革がおこなわれ、その改革が大化改新と呼ばれている。

蘇我氏を倒した新政権の方針は、クーデタの翌年正月に発せられた「改

新の詔」に方向性が示されている。そこには部民・ミヤケの廃止や地方行政区画と交通の整備、戸籍・計帳・班田収授法、新税制などが掲げられ、戦前はこれを天皇中心の中央集権国家（律令国家）形成の画期とする理解が主流であった。しかし戦後の研究で、日本書紀に記載された改新詔に、後世の知識による文飾のあることが明らかとなり、大化改新虚構論も主張されて、律令国家形成の画期を白村江の戦いでの敗北、壬申の乱以降の天智朝、天武朝に求める見解が主流となった。

ところが近年、発掘調査の進展により孝徳朝の難波宮（前期難波宮）の実像が明らかになったこと、さらにそこから発見された木簡によって改新詔の施策が裏付けられたことなどから、大化改新の画期性が再評価されている。本章の執筆者もその立場にたっている。

I－7. 壬申の乱と天皇制の成立

672年、天智天皇の没後の王位継承をめぐって、大友皇子と大海人皇子が争った壬申の乱は、古代史上最大の内乱といわれる。大海人皇子は兄天智が王位を息子の大友皇子に継承したいという意思を察して、近江大津宮を離れて奈良盆地の南、吉野に隠棲したが、天智が死ぬとわずかな人数で吉野を脱出して伊賀、伊勢を経由して美濃を目指し、東国の軍事力を掌握して近江朝廷軍と戦った。この戦闘は、朝廷の正規軍を中核とする大友側の軍隊と、地方豪族軍を主力とする大海人側の軍隊との戦いであったが、大海人側が美濃から近江に進攻して勝利し、大海人は天武天皇として即位した。大海人皇子の勝利の要因は東国の軍事力を味方に付けたことによるが、こうした大海人の働きかけによって地方豪族の兵力が組織化できた背景には、ヤマト王権が国造制・部民制に基づいて地方の人民を軍事編成して朝鮮半島への出兵に動員する態勢が存在したとみられる。663年の白村江の戦いにも多くの地方豪族軍は出兵しているが、その敗北後も東アジアの緊張は解消されておらず、地方には有事に備える軍事力が機能しており、大海人皇子はその指揮系統を掌握したのであろう。

内乱を克服して即位した天武は律令制の導入を急ピッチで進めるが、その中で君主号がそれまでの大王（オオキミ）から天皇（スメラミコト）に

改められたとみられる。唐では649年に即位した第三代皇帝の高宗が「天皇」を名乗っており、天武は唐の律令制度を導入する中で、君主号も唐を模したと考えられる。ヤマト王権の最高首長の称号は、埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘や和歌山県隅田八幡宮所蔵の鏡銘には「大王」と見え、隋書倭国伝には推古朝の遣隋使が倭国の「オオキミ」「アメタリシヒコ」と名乗っていることが記されている。天皇号の成立時期については、かつて法隆寺の釈迦如来坐像後背銘や中宮寺の天寿国繡帳の銘文などの史料から推古朝とする説が有力であったが、それらの書き込みは後世のものとみられ、決定的な根拠とはならない。

Ⅱ 律令制度の成立

Ⅱ－１．律令

日本の古代国家は、中国の法体系である律令に基づく国制をモデルとして形成され、律令国家（律令制国家）と称される。中国における国家法の整備、編纂には秦・漢以来長い歴史があるが、隋の文帝の時代に開皇律令が編纂され、それが唐代にも踏襲されて（貞観・武徳律令）、古代の日本はこれを国家の基本法としようとする導入を図った。

律は刑法、令は律以外の国家組織の基本的な諸制度で、行政法や民法、商法に相当する。日本では令の導入が先行し、天智朝に近江令、天武朝に飛鳥浄御原令が編纂されたとされる。浄御原令は現存してはいないが、存在したことはまちがいない。一方近江令は現存せず、存在自体を疑う説もあるが、近江令編纂の取り組みが結実したものが浄御原令とする説もある。浄御原令を完成度の高い体系的な法典とみる説もあるが、近年では本章が指摘するように、単行法の集成にすぎないとみられている。

律の導入は大宝律令によって達成され、体系的法典としての律令は大宝元年（701）の大宝律令で完成する。それとともに、編纂者の一人粟田真人が遣唐使として派遣された。律令の編纂が行われた時期は唐との交流がなく、本ガイドⅡ－５で指摘したが、この遣唐使は、完成した大宝律令が本家中国の律令と比べて問題点はないかの確認作業をミッションの一つと

したとみられる。次の靈龜度派遣の遣唐使でもこの作業は継続され、その成果に基づいて養老2年（718）に大宝律令を改訂した養老律令が編纂されたのである。なお養老律令の施行は天平宝字元年（757）である。

Ⅱ－２．律令官制の成立

律令国家の統治機構の中枢機関が太政官である。太政官は、議政官・少納言局・弁官局の三部門から構成されている。その中心は議政官であり、本章でしばしば「狭義の太政官」と称されているのはこれに当たる。構成メンバーは、職員令の規定では太政大臣・左大臣・右大臣（以上各1名）・大納言（4名）、このうち太政大臣は適任者がいなければ置かれない「即闕の官」であり、定員は事実上6名で、国政上の重要事項を審議する政府の最高機関であった。大化前代のヤマト王権では政治・外交等の重要案件は有力氏族の代表者による合議（群臣会議）で決められており、このような群臣合議制を大夫（マエツギミ）制といった。太政官における議政官の会議はこの大夫制の伝統を継承するものと考えられる。定員の6名という数は、従来の群臣会議に参加していた有力氏族をカバーするには少なく、そのため大宝令施行後間もなく参議、中納言というポストが増設されて議政官の定員が数名増やされた。

少納言局は議政官の事務局である。少納言の下に外記が配置された。弁官局は行政の執行機関で、左弁官・右弁官から成る。左弁官は中務省、式部省、治部省、民部省を管轄し、右弁官は兵部省、刑部省、大蔵省、宮内省を統括した。本章ではこのような律令制の中央官制が形成されたプロセスを論じている。

Ⅱ－３．貴族と奈良時代の政変

奈良時代には権力闘争や皇位継承と絡んで多くの政変がおこった。本章では主要な政変として①長屋王の変、②藤原広嗣の乱、③橘奈良麻呂の変、④藤原仲麻呂の乱、⑤宇佐八幡宮神託事件、⑥井上内親王廃后事件の6例を取り上げて、同時代の政変の性格を＜皇位継承をめぐるもの＞…⑤⑥、＜太上天皇と天皇の軋轢によるもの＞…④、＜貴族層内部の抗争＞…

①②③に分類している。しかし執筆者は一方で「それぞれの政変は複数の要因が絡み合って生じたものであるため、政変の構造を単純化することには誤解を生じる危険を伴う」とも述べている。この点を長屋王の変でみていきたい。

本章では長屋王の変を＜貴族層内部の抗争＞に分類している。高校の歴史教科書などでは、長屋王の変は、藤原武智麻呂ら不比等の四子が、妹の光明子を皇后とすることに反対した長屋王を陰謀に陥れて自殺させた事件と説明されており、貴族の内部抗争という見方は通説的な理解といえる。しかしこの事件の背景には皇位継承問題があった。

長屋王の父は天武天皇の皇子の中で最も大きな政治力を発揮した高市皇子であり、母は天智天皇の娘御名部皇女であった。天武の皇子と天智の皇女の子という長屋王の血統は、文武天皇に匹敵する。また長屋王は、草壁皇子と元明天皇の娘吉備内親王を妻とし、そこに三人の男子をもうけていたが、長屋王とこれら男子は、皇位継承の可能性が十分に考えられる存在であった。当時、藤原氏の血を引く聖武天皇が皇位にあったが、光明子の産んだ皇子が早逝したため、藤原氏系の皇統が持続できるかどうかは不透明な状況にあった。そうした中で藤原四子が、将来有力な皇位継承候補となり得る長屋王および吉備内親王所生の男子を予防的に抹殺したというのが長屋王の変の本質であったとみることができる。

なお皇位継承問題は③橘奈良麻呂の変にも影を落としている。

Ⅱ－４．女帝と王位継承

歴代天皇の中に10代8名の女性の天皇（女帝）がみられる。このうち8代6名は古代の6世紀末から8世紀に集中している。具体的には推古・皇極・斉明（皇極重祚）・持統・元明・元正・孝謙・称徳（孝謙重祚）である。古代のこの時期になぜ女帝が集中的に出現するのか、女帝には固有の役割があったのか、称徳以降女帝が現れなくなるのはなぜかなど、古代史研究における女帝の問題は、古代天皇制の本質に関わる重要なテーマのひとつである。

戦後の古代史研究の中では、井上光貞による、女帝は男子に皇位継承が

困難なときに仮に即位した中継ぎであったとする女帝中継ぎ説が有力な学説とされていた。それに対して近年荒木敏夫、義江明子、仁藤敦史らにより中継ぎ説批判が展開されている。荒木が「性差（男女差）」を前提としない女帝研究を提唱し、仁藤は中継ぎ論の前提にある父系直系継承の理念は近代天皇制の男子継承の現実にとらわれたものとして、古代の皇位継承の直系男子にこだわらない実態を追究した。また義江は古代の王宮経営や財産継承の実態から、女性皇族に男性と同等の執政能力があることを評価している。

文武天皇の死後、幼少の首皇子（のちの聖武）を即位させるための中継ぎとみられている元明から元正への皇位継承について、仁藤はこれを女系による継承ととらえ、義江は日本古代の親族原理が父系・母系双方の双系的であったからとみる。こうした近年の古代史学界の動向に対して本章の執筆者（佐藤長門）は否定的で、元明・元正の即位を、首皇子に皇位を継承するための中継ぎとみるが、義江は当時文武一首皇子の父子継承を当然とする前提はないと批判する。これに対して佐藤は、この時期の即位宣命に現れる「不改常典」が天武一草壁一文武一首（聖武）という父子直系継承を指向する根拠であると主張している。

Ⅱ－５．遣唐使

遣唐使は日本の朝廷から唐王朝に派遣された外交使節である。舒明2年（630）の犬上御田歙の派遣に始まり、寛平6年（894）に菅原道真が任命されるも派遣中止となるまでの間、20数回の派遣ないし派遣計画があり、本章127頁に＜表1「遣唐使」一覧＞が掲載されている。

これによると、①②の舒明朝の派遣のあと20年の間隔があり、その後の③～⑨の孝徳朝から天智朝にかけては短い間隔で相次いで派遣されているが、この時期は、唐が朝鮮半島に侵攻し、そこに倭も介入する東アジアの激動期であり、これらは軍事的な緊張関係を調整するための派遣であった。天智朝の⑧⑨の後、しばらく遣唐使の派遣はないが、この間の天武・持統朝は飛鳥浄御原令が作られ、藤原京が造営されるなど、律令国家が形づくられる段階であった。律令国家形成期に唐と直接的な交流がなかった

という点は興味深い。

大宝元年（701）、大宝律令が完成した年に約30年ぶりの遣唐使⑩として粟田真人が派遣される。粟田真人は大宝律令の編纂に携わった人物であることから、この使節は大宝律令を持参し、編纂者自身が唐の律令に基づいて大宝律令の問題点の点検等を行ったことと思われる。

本章で指摘されているように、高校日本史の教科書の遣唐使の主たる叙述は奈良時代に置かれており、⑩の派遣から内実をもった遣唐使の説明がなされる傾向にあるが、それには理由がある。遣唐使は大使・副使・判官・録事・史生という官人で構成されており、遣唐使は律令官制の四等官制に基づく臨時官司であった。表1の遣唐使を「広義の遣唐使」とすると、教科書は、律令国家の制度に基づく遣唐使を「狭義の遣唐使」として説明しているのである。律令国家の制度に基づく遣唐使の最初の派遣が大宝律令の制定に伴うもので、その編纂者が使節とされているのは象徴的である。

Ⅱ－6．王宮・王都の形成―歴代遷宮と飛鳥・藤原京・平城京―

律令国家のシンボルとなるのが王宮を方格の条坊で囲んだ都城である。飛鳥浄御原令の施行後に藤原京、大宝律令の施行後に平城京が造営されて律令国家は完成する。本章はこのような都城の形成のプロセスを、サブタイトルのように、①歴代遷宮段階、②飛鳥宮段階、③藤原京段階、④平城京段階の四段階に分けて説明している。

古事記・日本書紀では天皇を紹介する記事に必ず「○○宮で即位した」、「△△宮で天下を治めた」と表記しており、天皇の王宮は統治を象徴し、宮号は天皇の代名詞にもなっていた。世襲王権が成立し、ヤマト王権の統治機構や地方支配体制が整う欽明以降の天皇をみると、欽明から推古までが①歴代遷宮段階である。この段階では、大王の王宮は一代ごとに新たな宮が造営されている。一方王権に仕奉する諸氏族の拠点多大和、河内、摂津、山背、紀伊などの各地に分散しており、大王の下に常に近侍するのではなく、必要に応じて王宮に結集していた。

舒明から持統までが②飛鳥宮段階であり、王宮が基本的に飛鳥の同一の

場所に造営されている。支配のための施設や諸氏族の居宅、役人の住まいも飛鳥周辺に営まれ、飛鳥京とも呼び得る段階となる。

持統朝に条坊制をもつ中国的な都城藤原京が造営されるが、本章の執筆者は、藤原京は飛鳥宮に付随する京城として造営され、王宮が藤原宮に移った後も飛鳥の役所と一体となって機能した変則的な都城であったとみて、③藤原京段階を過渡期的に位置づける。その藤原京の諸問題を克服して④平城京段階となる。

Ⅲ 平安時代の政治と外交

Ⅲ－１．古代豪族から貴族へ

古墳時代のヤマト王権の支配層は豪族とよばれ、奈良時代、平安時代の律令国家の支配層は貴族とよばれるが、豪族と貴族はどこがどう違うのか、豪族がどのようなプロセスで貴族と化していくのかという問題を本章は論じている。

6世紀までの豪族は、自ら保有する経済基盤の上に立ってヤマト王権に関与する存在であったが、それが7世紀に豪族を単位とした政治システムから位階と官職をもって個人が単位となる政治システムと転換し、自ら領有する土地から切り離されて古代都市の中に住居をもち、行政機関から与えられる給与によって生活する貴族となる。しかし奈良時代、平城京の貴族は未だ農村に拠点があり、完全な都市生活者にはなるのは、8世紀末から9世紀初め、交通の整備にともない諸国から多様な生産物がもたらされて、それに依存する平安京段階からであるという。

本章はⅠ－３、Ⅱ－６と関連しており、併せて読んでいただきたい。

Ⅲ－２．平安時代の政変と摂関政治の成立

本章では平城天皇から醍醐天皇までの皇位継承の実態と、その中で藤原良房、基経が台頭して摂関政治が成立する状況を概観する。

平城上皇と嵯峨天皇の間でおこった動乱は、一般に「薬子の変」と称され、平城上皇の寵臣藤原薬子、仲成が政治的立場の復権を目論んで平城を

動かしたとする理解が通説とされていたが、近年行動の主体を平城上皇とみて、この事件を「平城太上天皇の変」と称すべきという見解もみられる。これに対して本章では、事変の本質を、嵯峨天皇による平城上皇の専制的な国政運営を押し止めるためのクーデタととらえている。

この時期、清和天皇、陽成天皇と、幼帝が相次いで即位する。天皇の地位には、それまで国政統治能力のある成人した人物が即位するのが当然とされてきたのが、9世紀中葉のこの段階でなぜ幼帝が出現するのであろうか。この問題は、女帝の問題とならんで、古代天皇制をめぐる重要課題である。

それとともに天皇の外戚である藤原良房、基経が天皇大権を代行して摂政の前例となり、さらに陽成天皇を退位させて光孝・宇多皇統が成立し、その下で基経が関白の前例をつくる。陽成廃位事件は、一般に陽成の宮中における素行が原因と説明されているが、本章では、基経が陽成の親政を阻止するための画策であったととらえ、後世に語られる陽成の乱行説話は、基経を祖とする摂関家や光孝・宇多を祖とする天皇家によって生み出されたものとする。

Ⅲ－３．古代国家のエミシ支配政策

エミシとは、日本古代国家の支配の及ばない東北地方の人々に対する呼称であり、続日本紀などには「蝦夷」と表記されることが多い。日本の古代国家がモデルとした唐の律令国家は、中華思想を基盤として成り立っていた。中華思想とは、自国が世界の政治・文化の中心（中華）で他に卓越しているという意識、思想であり、周囲の異民族を夷狄、蛮夷と称して蔑み、中華はその徳化によって周囲を包摂しようと努める。日本の律令国家もこの思想に基づいて形成され、天皇の支配（徳化）、律令制支配の及ぶ範囲が日本版中華であり、その支配の及ばない東北地方の人々が中華周囲の異民族と位置づけられて「蝦夷」の表記が用いられたのである。このように、エミシは日本の古代国家が中華帝国であるための装置であり、やがては天皇の支配に服属させる対象とされた。律令国家による東北支配や征夷事業は、単に版図拡大が目的だったのではなく、中華思想の理念によっ

て行われた政策であった。

本章では、エミシの内国への移配についても取り上げている。延喜式によれば全国の35国にエミシが移配されており、その目的として、軍事的利用、陸奥国・出羽国の経費削減等の諸説が紹介されているが、服属したエミシ（俘囚）を各国に存在させることによって、地方の人民に、国家が異民族を支配していることを知らしめるという理念的な効果がねらいであったとも考えられる。

Ⅲ－４．軍事制度の変容と承平・天慶の乱

本章は律令国家の軍事制度の変容と武士の登場を扱う。律令制の導入によって、公民が一定の割合で兵士に徴発されて各地の軍団に配属される軍団兵士制が成立する。都の警備を担当する衛士や九州北部の防衛を担当する防人には軍団兵士が任じられ、対外戦争がおこれば軍団兵士が征討軍に編成された。このような律令軍制は、白村江の戦い以降の国際的緊張への対応として対外戦争のための軍隊として創設されたという説が有力である。この兵力は、専ら対外戦争のための軍事力であったのか、それとも国内の治安維持や蝦夷征討にも用いられたのかについては議論がある。

軍団兵士制は、桓武朝の延暦11年（792）、国際的緊張の緩和により廃止され、地方豪族の騎兵の軍事力に依存する健児制に切り替わるが、この時期には蝦夷征討が活発に行われており、この軍制改革の意義や健児の役割をめぐってもさまざまな見解がみられる。

地方における治安維持には、犯人追捕に「百姓の弓馬に便なる者」を充てるという捕亡令の「臨時挑発」規定が適用され、これを法的根拠にして治安維持のための国衙軍事力の編成が行われたという。ここで育成された職業的な戦士が武士に成長するという説は有力だが、近年批判的な意見も出されている。いずれにせよ地方豪族が国衙やその末端の行政機構に武力で奉仕し、在庁官人として実務や実権を掌握していく中で、中央の軍事貴族との関係が結ばれ、平安時代を通して武士が成長していくのである。

Ⅲ－５．前九年合戦と後三年合戦

Ⅲ－３でみたように、律令国家は東北地方北部の人々を蝦夷（エミシ）と称し、中華帝国周辺の異民族と位置づけて征討の対象とし、9世紀まで繰り返し征夷事業がおこなわれた。しかしその後、蝦夷とよばれた人々は朝廷に服属した俘囚と位置づけが変わり、その勢力範囲は、陸奥国の奥六郡を安倍氏が、出羽国の仙北三郡を清原氏がそれぞれ俘囚長として、朝廷から支配を任された。安倍氏、清原氏は従来エミシ系の豪族とみられていたが、近年の研究では両氏の出自を、東北支配のために派遣されて、そのまま土着した中央貴族とみる説が有力となっている。これら俘囚長は、所定の貢納物を中央政府の出先機関である多賀城に納めていたが、陸奥話記によれば、前九年合戦は安倍頼良（頼時）が貢納を怠り、安倍氏側が国守を襲撃したことに事変の端緒があるとする。しかし陸奥話記は源氏の立場から書かれた軍記物語であり、これをそのまま史実とみるべきではないと本章執筆者は指摘する。

本章が強調するように、この動乱の背景には北方世界と中央政府、中央貴族との交易の問題がある。安倍氏は北方との交易の実権を握っており、陸奥国守に赴任した源頼義がそれを奪おうとしたことが前九年合戦の原因であったと考えられる。前九年合戦・後三年合戦の結果、奥州藤原氏が平泉を拠点として東北北部を一元的に支配し、北方世界との交易の実権も掌握する。源頼義・義家はその権限の掌握を実現できなかったが、この野望は子孫の源頼朝が奥州藤原氏を滅ぼして達成することとなった。頼朝が朝廷から征夷大將軍に任じられるのはこうした背景があったのである。平氏が瀬戸内海の手賊を平定して日宋貿易の利権を掌握することはよく知られているが、源氏は北方世界との交易に関与していたのである。

Ⅲ－６．平安時代の「外交」―「東アジア世界」をめぐる交流―

日本史の年号を覚える語呂合わせで、「いい国（1192）つくろう鎌倉幕府」の1192年鎌倉幕府成立とならんで有名なのが、「白紙（894）にもどした遣唐使」の894年遣唐使廃止である。しかし今では鎌倉幕府の成立は1185年とするのが通説となり、894年に遣唐使が廃止（停止）されたとい

うとらえ方についても、本章で指摘されているように見直しが行われている。寛平6年（894）に菅原道真を大使とする遣唐使の派遣が決定するが、唐や東アジア情勢が不安定との情報に基づき派遣が見合わせられているうちに、中止の決定のないまま曖昧となり、延喜7年（907）に唐が滅亡したというのが真相とみられる。

また、かつての高校日本史の教科書では、遣唐使が廃止されて10～11世紀には唐をはじめとする大陸との交流がなくなったことにより、日本独自の「国風文化」が花開いたと記述されていたが、これも大きな誤りである。すでに9世紀から唐・新羅・日本の間で民間商人の往来が盛んであり、その活動は10世紀以降ますます活発となる。「国風文化」とよばれる平安中期の文化はこうした民間商人（海商）のもたらす文物や情報、知識を基盤として成立しているのである。

10世紀は、東アジアの大きな変革期である。朝鮮半島では新羅が滅びて高麗が成立し、その北方では渤海が滅びて契丹（遼）が成立し、中国では唐が滅亡し、五代十国時代を経て宋が成立する。こうした東アジアの動向が、平安時代の政治や社会のあり方にも大きく影響を及ぼしている点にも注目したい。

スタディガイド 日本古代史 (テーマで学ぶ
日本古代史政治・外交編)

S0480-3-2



スタディガイド (学習指導書)

〈日本古代史〉『テーマで学ぶ日本古代史＜政治・外交編＞』

2021年 3月 1日 第1版第1刷発行

2022年 3月 1日 第1版第2刷発行

発行所 法政大学通信教育部

102-8445 東京都千代田区富士見2-17-1

電話 03 (3264) 6557

印刷所 株式会社 エイチ・ユー

170-0013 東京都豊島区東池袋5-49-6

電話 03 (3983) 2312